

住まいの支援制度

受け入れ支援事業交付金

事業概要

移住者を受け入れる自治公民館がその者と地元住民の交流事業をした際に事業費の補助を行う。

目的

市にIJUターンする者とその者を受け入れる地域住民の交流を促進し、地域の活性化を図るとともに、定住が円滑に進むことを目的とする。

交付対象

倉吉市自治公民館連合会に加入している自治公民館

交付額

1自治公民館あたり10万円を上限とする。

交付対象経費

- 地域のしきたり(ルール)を説明する事業は必須とする。
- 原則、人件費、食糧費以外の経費。(他のソフト事業補助金と同一基準)
ただし、懇親会に要する経費は1回2万円を上限に対象とする。
- 定期的に行われている「祭り」などの催事は対象外。
ただし、催事の一部に新たに交流事業を追加する場合においては、交付目的に合致すると認められるもののみ対象とする。

申請手続

- 計画書
(事業名、実施時期、内容を記載。実施期間は4月1日から3月31日までの間とする。)
- 予算書(事業実施にかかる予算。)

実績報告

- 報告書、決算書、写真、パンフ等、領収書を添付
- 事業完了後7日以内、または、補助事業の完了の日の属する年度内のいずれか早い日まで

事業例

- 事業名 田舎暮らし講習＆懇親会
- 概要 IJUターンした者に地域での生活習慣やしきたり（ルール）を知っていたため、館長等が講師となり、公民館費、ゴミの出し方、奉仕作業（総事）、行事などの講演や地域の紹介（スーパー、病院、学校の場所等）を行う。講演後、地域住民と交流会を開催する。
- 経費 資料作成費：2,000円
会場借上費：2,000円
食糧費（皿盛り等）：20,000円
など

倉吉市 経済観光部 しごと定住促進課

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市 移住



T E L/0858-27-0501 F A X/0858-22-8136